

盛岡市障害者居宅介護手数料条例を廃止する条例について

平成26年3月6日

保健福祉部

1 盛岡市指定訪問介護事業所の閉鎖について

市は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）等の規定に基づき、身体障害者等に対してホームヘルパーの派遣を行ってきた。平成18年度からは、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。現在の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の規定に基づく居宅介護事業所として事業を行っている。

現在、市内には民間居宅介護事業所が42箇所あり、支援体制が十分に整っていることから、平成26年3月31日をもって盛岡市指定訪問介護事業所を閉鎖するものである。

なお、現在、盛岡市指定訪問介護事業所を利用している18名については、民間居宅介護事業所の情報を提供するなど、希望する居宅介護事業所への円滑な移行に努めている。

2 条例の廃止について

(1) 廃止する条例

盛岡市障害者居宅介護手数料条例

(2) 廃止の趣旨

盛岡市指定訪問介護事業所の閉鎖に伴い、当該事業所の障害者居宅介護に係る手数料について定めた盛岡市障害者居宅介護手数料条例を廃止しようとするものである。

(3) 施行期日

平成26年4月1日